

## (チャートⅢ)に関する※印の説明

### ※1. 日整会以外の業界団体による設置(資格団体)について

柔道整復師団体は、いずれの団体も、柔道整復師施術料、療養費の受領委任による請求・支払の各業務が、適正・適切になされるために、保険者に協力する社会的義務を負っているものであります。そのために、さしあたって「公益社団法人日本柔道整復師会（以下、日整会という）」以外の柔道整復師団体（以下、業界団体という）は、日整会に所属している柔道整復師以外の者の、柔道整復師施術料療養費請求・支払業務の適正化のために、請求・支払い業務を、統一された一定のルールによらしめる方策をとることに努めなければなりません。請求・支払業務を統一するために、各業界団体は、「柔道整復師施術料療養費支払機構（以下、支払機構という）」と「同療養費審査機構（以下、審査機構という）」をそれぞれ設置します。その支払機構は自己の会員及びそれ以外の柔道整復師との間で「療養費審査・支払事務取扱いの為の加入登録契約（以下、加入登録契約という）」及び、個別の各保険者との間で「療養費受領委任払の取扱いに関する特別契約（以下、特別契約という）」をそれぞれ結びます。このような業界団体を、他の業界団体と区別するために、ここでは便宜上、療養費請求資格団体（以下、資格団体という）と呼びます。各業界団体が協議して、ひとつの支払機構等を設置することが望ましい姿であります。それは現時点ではなかなか困難な状況であります。したがって、本案ではそれを将来の課題として、さしあたって各業界団体がそれぞれ自己の責任と計算で「支払機構」と「審査機構」とを設置することができるということに致しております。

### ※2. 柔道整復師施術料療養費支払機構について

- (1)支払機構は、これを設置した資格団体が、自己の費用で設置します。しかし、その運営等はそれを構成する構成員の合議体で行います。その構成員は、設置した団体から3名、それ以外の加入登録者から3名の柔道整復師であります。
- (2)支払機構は、支払機構加入登録柔道整復師（以下、登録者という）の審査機構の審査済療養費請求書を保険者に提出し、その審査を経て療養費の支払いを登録者に代わって、まとめて受領・管理します。なお、支払機構は保険者からの入金後30日以内に各請求した登録者に施術料を支払います。
- (3)支払機構は、療養費請求書のデータ電子化を行うものとします。

(4)支払機構を設置した団体は、毎年度5億円の預託を銀行に行ない、そのことをホームページに公開します。

### ※3. 療養費審査機構について

- (1)審査機構は、支払機構を設置した資格団体が、その支払機構と連携する組織として、自己の責任と計算で設置します。しかし、その審査等の業務は、それを構成する合議体で行います。構成員は、保険者5名・学識経験者5名・柔道整復師3名とします。
- (2)審査機構は、業界団体による独立した第三者機関として、療養費請求について、自動審査方式によりまず一般審査と、その一般審査の結果、問題のある請求書について、施術内容等、その実態に関して具体的な個別の審査を行います。しかし、この審査は保険者の行う審査エネルギーを軽減することを目的とした業界サイドの事前審査でありますから、保険者の行う審査に代わるものではありません。
- (3)審査機構は登録者に対し、療養費の対象となる施術の範囲、施術録等施術に関して作成すべき書類、及び保存すべき資料、並びに審査事例・審査基準の説明など、療養費施術に関する事項等について集団方式による指導・研修を行います。この他に、個別に指導しなければならない登録者に対し、個別の指導・研修を行います。また年1回以上の療養費施術に関連する講習会を行うこととします。
- (4)審査機構は、登録者に対し、登録期間（5年）の更新研修を行います。

### ※4. 療養費受領委任払取扱に関する特別契約について

審査機構は、支払機構と協議をして、各保険者との間で、療養費審査基準及びその運用取り決めなどを定める業務を行います。療養費受領委任払の取扱いに関する特別契約は、各保険者と支払機構との間で結ぶものであります。それは、現行の個人契約に代わるものではなく、それに保険者との間で具体的に協議・決定した審査基準による審査などについての事項を加えたものであります。

### ※5. 療養費請求審査・支払取扱の為の支払機構、加入登録契約について

療養費請求・審査・支払業務取扱いのための支払機構加入登録契約は、支払機構と日整会会員以外の柔道整復師との間で、個別に、あるいはその柔道整復師が所属している業界団体との間で行います。

## ※6. 支払機構加入登録柔道整復師について

- (1)柔道整復師施術料を療養費受領委任方式によって請求することを希望する柔道整復師は、日整会会員を除いて、全員がいずれかの資格団体が設置した支払機構に加入登録しなければならないものとします。また、それぞれの支払機構は、それを設置した資格団体が行う 100 時間の加入登録のための研修を履修した柔道整復師に、不正請求など加入を拒否するに足りる十分な理由がない限り、その加入申出を拒否することはできません。なお、加入登録研修の履修科目は、それぞれの資格団体が自主的に決めることとなりますが、その時間の中に、療養費を含む保険医療制度・療養費施術の範囲・請求方式とその請求・支払に関する事項、施術倫理に関する研修を 70 時間以上行うことにします。
- (2)登録者は加入登録研修料・登録料・審査料を負担することになります。

## ※7. 支払機構未加入登録柔道整復師について

支払機構に加入登録しない未登録の柔道整復師は、特別契約を結んだ保険者に対し、施術料について受領委任による請求をすることができません。

本案を実現するための、資格団体となろうとする業界団体(以下、当団体という)の事前準備事項は以下の通りになります。

- (1)当団体は、設置を計画する支払・審査機構の内容を、インターネット等の方法で開示し、各保険者に説明等を行うこと。
- (2)当団体はできるだけ業界団体に、支払・審査の業務の組織化を計るため、自ら支払・審査機構を設置するか、あるいはそれぞれの機構に参加するよう働きかけ、また、呼びかけに努めるものとする。
- (3)当団体は、業界団体及び個別の柔道整復師に対して、本案についての説明会を行うこと。
- (4)当団体は、療養費受領委任払の取扱いに関する特別契約・療養費請求・審査・支払い・実務取り扱いのための支払機構加入登録契約を公開すること。
- (5)登録者の負担する諸費用を公開すること。
- (6)加入登録研修・科目等を公開すること。
- (7)複数の支払・審査機構ができる場合には、連絡協議会を設けること。